

第2回下川町自治基本条例策定検討町民会議

と き 平成17年6月27日(月)20:50~21:35

ところ バスターミナル合同センター会議室

出席者

委員：三津橋英実、岡崎里美、濱下伸一郎、古屋寛子、小日向昭、押田志穂、小倉龍生、
今井宏、西村和樹、(欠席：我孫子洋昌)

アドバイザー：神原勝北海学園大学法学部教授

町 長：町長、総務課長、長岡主幹、田村主査、木原主査
武田主幹、市田主査(職員プロジェクト)

配布資料

なし

1 会長あいさつ

神原先生におかれては、まちづくり講演会ということで、大変貴重な講演をありがとうございました。事前に先生の本を読んでいるので基本的な部分しているが、せっかく先生が来られているので、良い条例をつくるためにも先生のお考えをできるだけ引き出していきたい。

2 案件

(1) 自治基本条例の考え方について神原先生と意見交換

会長～ざっくばらんに質問などをしていただきたい。

委員～講演の中で30自治体が条例をつくったとのことだが、持続的な地域づくりに繋がっていくためには、住民の意識の大きな変革が必要だと思う。過去つくってきた自治体の中で職員、住民の意識の大きな変革のあった自治体はあるか。

先生～全てを点検しているわけではないので分からないが、色々な集まりがあった時に話しを聞く限りでは、そこまではいっていないようだ。なぜなら、つくって終わりになっている。そこから先へ行く仕組みが基本条例の中に入っていないということ。例えば関連条例をきちんと整理するとか。活かす方法論を条例自身の中に入れてやっていかないと、単なるアクセサリーになってしまう。内容的に言うと、まだニセコ町を越えているものはないと思う。私はニセコ町のは議会が入っていないから行政基本条例と言っているが、今見直しの時期にかかっているじっくり時間を掛けて見直しをしている。

もう1つは多治見市で、計画先行でやっていて、次に自治基本条例の検討と計画的にやっている。原案を見ると基本条例をつくる時に関連条例のかなりの部分を一緒に上程したいとのこと。ただ、オンブズマン条例は2年前に議会で否決されている。基本条例の中には当然オンブズマンも入れるが、これも否決されたらどうなるのかと彼らも心配している。町村であればオンブズマン条例までいくかどうかという議論はあるが、10万人規模になるとそういったものは当然必要になってくる。セットでやらなければ生きたものにならないという考え方。今まで関連条例まで含めてやっている

という所は私が見ている限りはない。

委員～先ほど時間を掛けてとの話しがあったが、下川の場合、大体の目安が6ヶ月後にとのことだが、先生の言う時間を掛けてというのはどれくらいなのか。

先生～それはそれぞれの自治体の到達水準があり、2通りあると思う。ある程度の原則まで書いて、あとは関連条例に委ねるのであれば短い時間でできると思う。もう1つは、個別の条例のレベルをある程度まで高めたうえで、つまり自治基本条例に入るような制度項目というのは、ある程度分かっているわけだから、議論を並行させながら直せるところは直して、それが一定程度になったところで自治基本条例になれば、生きた自治基本条例という格好に引き継いでいける。個別の制度と自治基本条例の本体の議論を継続させていくのであれば、1年は時間をかけてやった方がいいと思う。

委員～住民の声を拾い上げることが大切だと思ったが、住民の声を聞くために多治見市などではどういう方法を用いているのか。

先生～1年以上かけて市民会議で要綱案をまとめた。まとめたものを基にして行政が条例案をつくり、それをパブリックコメントにかけて12月には条例化したいと言っていた。ある程度形が見えないとなかなか議論にもならない。

委員～先生の私案を下川に合うようにアレンジすればできちゃうと思うが、ただそれをいかにしてみんなが持続して活用していけるか。つくって安心して終わってしまいそう。それを持続する方法は何かあるのか。

先生～関連条例に委ねるにしても、自治体運営のルールが具体的になっていないと、条例をつくるということは条例に従っていくということだから、条例の中身が抽象的だと様々な活動といっても、それぞれ勝手にやっているというだけで、個人に委ねられる。あるべき姿を描くわけだから、自己改革が伴っていないと現状追認だけになってしまう。自己改革が面倒だから、自己改革をしなくてもある程度のことはやっていますよということなら、そこで抽象的になって、できたらそこでおしまいとなってしまふ。そういう意味では自己改革を意識し、それに対して憲法をつくるのだというようになるかならないか。そこが大きな問題。みなさんは集まって議論をするから何回か集まっているうちに専門家になってしまう。そうすると、みなさんと一般町民と乖離してくる。そうすると一般町民は怠慢だ、基本条例の中には住民の義務も入れなくてはいいけないという話しが必ず出てくる。これは住民の義務を定めるのが目的ではない。自由領域には触れない。自治体を運営するためにはどうするかということだから、自治体という機構を運営するためのルールづくりと考えればいい。余計なことは入れない方がいい。

委員～住民との乖離を埋めるためには色々な活動をしていかなければいけないと思うが、町民会議が主導するのがいいのか、それとも行政がやっていくのがいいのか。

先生～どこでもやっているのが、町民会議をつくって、そこに条例案の検討を委ね、そこに集まった人で案をつくるが、これは1つの住民参加であることは間違いないが、それはなかなか大変だと思う。正直言って住民だけでは議会や行政の実態が分からないので難しい。そうすると、できる範囲でとなり抽象的なものしかできない。住民参加で条例をつくる時には、町民会議だけでつくるのではなくて、町民会議は色々な人達の参加をコーディネートする任務を負っていると考えるべき。

だから、この町民会議が主催して町民の意見を聞くとか、議会の意見を聞くとか、町長の意見を聞くとか、そういった形でまとめあげていくのが大事だと思う。

どこの自治体も苦労しているのが、首長が市民会議に丸投げをして、市民会議で議員に出てこい

と言っても、首長と同じく選挙で選ばれて同格なのに、何で俺たちだけが行かなければならないのだとなる。だから、まずは首長とやってから議員とやるようにすればいいと思う。

こういう議論をしていると必ず出てくるのは、政策の基本的な方針みたいなものを入れるか入れないか。運営するためのルールをつくることにより、いい政策を生み出していくのだから、どういう政策をやるかというのは基本条例に書かないというのが原則になってきている。ルールだけだと味気ないから、何か書かないといけないのではないかとこのことで必ず議論になる。どうしても町の目指す生き方みたいなものが必要なら前文の中に入れてしまう。前文も条例なのだから、ある程度整理をして目指すべきものなどを入れるといい。

もう1つ出てくるのが、法律に書いてあることを再度書くかということ。法律に書いてあるがそれをどう活用するかということならいい。法律に書いてあることと重複するような規程は書かないという原則にしないと、そこだけ変になる。そういった線引きも必要。

委員～ニセコ町の条例がいい条例だと先ほど話しがあったが、ニセコ町が条例をつくった前と後ではどんな変化があったとかは数値的なデータで示しているのか。

先生～私はニセコの条例が優れているとは言っていない。これだけの条例をつくっているところはないと言っている。どんどん質が落ちていっていると思う。私自身がニセコを参考にしている。

委員～自治基本条例はいつ頃からできてきているのか。

先生～ニセコがつくったのが2001年。分権改革の議論が行われて、1995年に分権推進法ができた後に、分権と自治のあり方ということで議論されていた。一番最初は松下圭一さんが、私が主宰していた北海道での研究会で、自治体基本条例という言葉を使ったのが初めて。その時、彼の頭の中にあっただのは計画。これからの自治体運営の軸になると。多治見市の計画は松下さんの理論に基づいてやっている。自治基本条例は私の試案を使っていきたいと言っている。

あまり私案にとらわれると下川らしい議論ができなくなるから、やるなら徹底的にやればいいし、芽室町では、基本条例の制定の作業に入ったが、私案の札幌市と書いてある部分を全部芽室町に直して、それで芽室でやれるかやれないかを議論している。そういうやり方もあるが、ものすごく改革を伴う。

委員～事務局の考えでは、行政の悪い部分をみんなで出して、それに対してどう解決するかというのをやろうという形になっているが、悪口を言うのがいいのかなと思う。我々が外から批判的な目でものを言った時に、最初は改革をしなければと思って、納得して職員も受け入れてくれると思うが、時を経た時に職員ばかりが責められる立場にあるのか、住民はどうなんだということになれば、また一から出直しになってしまう。我々から不平不満がある部分を出してそれをどうにかという形は避けたいと思う。

事務局～先生の言葉を借りると現状点検ということで、悪口とかではなく先生の私案にぶら下げて、下川でやっていることのないこと、ここをやっていないからダメなんだという現状点検をされると、今後に繋がるのかなという提案。言葉が少し足りなかったのかもかもしれない。

先生～現状点検を先にやって、どういうところが検討する項目なのかを選び出して、その項目に対して現状はどうなっているのかということ報告してもらい、そこで意見交換することが大事だと思う。それをやると相当イメージが出てくると思う。